

学生・教職員各位

国際交流サービスオフィス

## 外国人の再入国に係る手続きについて

### 【海外に滞在中の在留資格を持つ外国人留学生・研究者の方へ】

再入国に際して、以下の書類が必要です。

1. 8月31日までに再入国許可（みなし再入国許可を含む）により出国した外国人  
（再入国に必要な書類）  
滞在先の国・地域の日本国大使館・総領事館が交付した**再入国関連書類提出確認書**  
<参照>[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)
2. 9月1日以降に再入国許可（みなし再入国許可を含む）により出国した外国人  
（再入国に必要な書類）  
出国前に出入国在留管理庁が交付した**受理書**  
**※受理書の交付を受けずに出国した場合は、原則として、入国できませんので御注意**  
**ください。**  
<参照>[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00245.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html)
3. 再入国許可による出国中に、在留期限を経過した外国人  
⇒再度、**在留資格認定証明書**を取得し、**日本入国査証を申請・取得する必要があります**。  
なお、在留資格認定証明書再交付のための提出書類は簡素化され、審査に要する期間も通常より短縮されます。  
<参照><http://www.moj.go.jp/content/001323023.pdf>  
**※在留資格認定証明書交付申請は、受入教員もしくは所属学部・研究科の事務担当者に依頼してください。**

### 【留意事項】

上述1～3いずれの場合も、医療機関において、滞在先の国・地域を出国する前72時間以内にCOVID-19（新型コロナウイルス）に関する検査を受けて、「陰性」であることを証明する検査証明を取得する必要があります。

### 【ご参考】

出入国在留管理庁発表（8月28日、9月1日）

①法務省HP「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」:

<http://www.moj.go.jp/content/001327502.pdf>

②法務省HP「外国人の入国・再入国に係る追加的な防疫措置について」:

<http://www.moj.go.jp/content/001327504.pdf>